最終更新日：2021年7月13日

パウダーテック株式会社
代表取締役社長 仲子　啓
問合せ先：取締役　兼　常務執行役員経営管理部長　倉持　正一
証券コード：5695
http://www.powder-tech.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営理念に掲げた方針・使命を実行し、企業競争力の強化を図るとともに広く社会に貢献するため、コーポレート・ガバナンスの強化・充実は経営上の重要な課題として考えております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社南悠商社	1,094,720	37.79
三井金属鉱業株式会社	1,026,300	35.42
パウダーテック従業員持株会	85,336	2.95
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	76,900	2.65
株式会社常陽銀行	66,000	2.28
光通信株式会社	59,500	2.05
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIENT MONEY AND ASSETS AC	22,700	0.78
株式会社千葉興業銀行	13,800	0.48
木村　文彦	13,500	0.47
中丸　俊介	12,000	0.41

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中川 達也	弁護士											
樋口 真道	他の会社の出身者											
納 武士	他の会社の出身者							○				
森 隆男	公認会計士											

※ **会社との関係についての選択項目**
※ **本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
※ **近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中川 達也	○	弁護士 独立役員	弁護士としての専門的知識・経験等を有しており、その豊富な経験と見識を引き続き当社経営に活かしたいため、社外取締役に選任しております。 なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的知識・経験等に基づき、社外取締役として独立性をもって経営の監督や指名・報酬委員会の職務を期待しており、適切に遂行できるものと判断しております。

樋口 真道		その他関係会社（株式会社南悠商社 総務部長）	他会社において総務部長を務めるなど豊富な経験と見識を有しており、2012年6月に当社監査役、2018年6月に当社取締役に就任し監督機能を担っております。引き続き当社の監督機能充実のため、社外取締役に選任しております。 また、上記の経験と見識等に基づき、社外取締役として客観性をもって経営の監督を期待しており、適切に遂行できるものと判断しております。
納 武士		その他関係会社（三井金属鉱業株式会社 代表取締役社長）	他会社において代表取締役を務めるなど企業経営に関する豊富な経験と見識を有しており、2016年6月に当社監査役、2018年6月に当社取締役に就任し監督機能を担っております。引き続き当社の監督機能充実のため、社外取締役に選任しております。 また、上記の経験と見識等に基づき、社外取締役として客観性をもって経営の監督や指名・報酬委員会の職務を期待しており、適切に遂行できるものと判断しております。
森 隆男	○	公認会計士 税理士	公認会計士および税理士としての専門的知識・経験等を有しており、その豊富な経験と見識を当社経営に活かしたいため、社外取締役に選任しております。 なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士および税理士としての専門的知識・経験等に基づき、社外取締役として独立性をもって経営の監督や指名・報酬委員会の職務を期待しており、適切に遂行できるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は取締役の指名・報酬に関する手続きの客観性・透明性を確保し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。
なお、指名・報酬委員会の委員は、取締役の中から取締役会決議により選定し、委員には代表取締役および社外取締役3名（うち独立社外取締役2名以上）を含み、委員長（議長）は互選により原則独立社外取締役としています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査計画書に基づき、監査役は会計監査人と定期的な情報共有および意見交換を行っております。また、監査役は公正且つ客観的な立場から取締役の職務遂行を監査し、透明性・客観性の向上を内部統制室と連携して行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山縣 誠	他の会社の出身者													
中村 政昭	他の会社の出身者													
落合 健司	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山縣 誠		その他関係会社（前職：三井金属鉱業株式会社執行役員機能材料事業本部企画部長）	豊富な知識・経験等を当社の監査体制に反映していただくため
中村 政昭		その他関係会社（株式会社南悠商社営業部長）	豊富な知識・経験等を当社の監査体制に反映していただくため
落合 健司		その他関係会社（三井金属鉱業株式会社経営企画本部コーポレートコミュニケーション部長）	豊富な知識・経験等を当社の監査体制に反映していただくため

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

「任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性」の補足説明をご参照下さい。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年4月1日～2021年3月31日までの事業年度における当社の取締役9名に対する報酬等の額は123百万円(うち社外3名8百万円)であり、監査役5名に対する報酬等の額は21百万円(うち社外4名16百万円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第52回定時株主総会において使用人分給与を含まず年額300,000千円以内(うち社外取締役分は年額30,000千円以内)と決議いただいております。
取締役の報酬決定の方針および基準については、取締役会で決議し、内規として定めております。
当社は、任意の指名・報酬委員会を設置しており、取締役の報酬は株主総会で決議された限度額の範囲内において、取締役会から一任を受けた指名・報酬委員会にて内規に基づき公正かつ透明性をもって審議のうえ、個人別に決定しております。
取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が取締役会で承認された方法に基づき、方針との整合性を含め多角的な検討を行っており取締役会は方針に沿うものと判断しております。
(報酬体系と決定プロセス)
取締役の報酬は、基礎報酬と業績報酬で構成されています。
基礎報酬については、会社業績、世間水準などを総合的に勘案したうえで社長の基礎報酬を設定しており、各役位の取締役の基礎報酬は、社長の基礎報酬を基準として役位毎の比率を目安に算出しております。
業績報酬については、連結経常利益、配当等を総合的に勘案したうえで社長の業績報酬を決定し、各役位の取締役の業績報酬は、社長の業績報酬を基準として役位毎の比率を目安に算出しております。加えて、担当部門の業務執行成果に応じた評価を行い、加減算を実施しております。
なお、社外取締役については、業績報酬はありません。
業績報酬の評価指標として連結経常利益を用いる理由は、中期経営計画で連結経常利益を経営目標としているためであります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対し、取締役会・監査役会等の開催連絡など経営管理部にて対応しており、その他、必要に応じ対応しています。また、毎月取締役会には、社外取締役、社外監査役が出席され、説明資料をもとに説明をしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

原則毎週1回、執行役員および常勤監査役出席の執行役員会を開催し、審議事項等の協議をし、その後1回／月の取締役会において経営方針等の重要事項に関する意思決定を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は効率的な経営のため「監査役設置会社形態」を採用しております。取締役11名のうち4名が社外取締役、監査役3名のうち3名が社外監査役で外部からの牽制が働く仕組みを取っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の1週間前を目標に発送しております。（2021年6月2日発送）

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料を掲載しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動指針に記載しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境方針にありますとおり、環境に配慮した技術、材料および製品の開発を積極的に推進しております。また、CSR活動については当社ホームページにおいて「CSRの取り組み」を開示しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役および使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社の「経営理念」及び当社グループにおける「行動指針」を規範とし、取締役及び使用人が遵守すべき社内規則を定め順法体制とする。
また、当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するため、当社の「経営理念」及び当社グループにおける「行動指針」を遵守し、子会社の経営管理については、子会社管理に係る社内規則に則り適切に実施する。

1．当社および当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社および当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために、当社グループにおける「行動指針」を規範とし、取締役および使用人が遵守すべき、「取締役会規則」、「職務権限規則」、「職務分掌規則」等の社内規則を定め、コンプライアンス体制とする。さらに、社長以下常勤役員により構成される常務会を毎月3回定例的に開催し、斯かる順法体制の確保およびより一層の強化に努める。
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体との一切の関係を持たず、反社会的勢力および団体からの不当な要求等に対しては警察等関連機関と連携し毅然とした態度で臨む。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、「文書規則」等の社内規則に基づいて、文書または電磁的媒体に記録し、保存および管理を行う。

3．当社および当社子会社の損失の危機の管理に関する規定その他の体制
当社および当社子会社の業務執行に係る財務、投資、品質、環境、労働災害、火災、自然災害等に係るリスクの発生の未然防止、発生したリスクに対処するため、「内部情報管理規則」、「デリバティブ取引社内管理規則」等の社内規則ならびに国際標準化機構（ＩＳＯ）で定めた品質、環境および労働安全衛生のマネジメントシステムに基づき、常務会、安全衛生委員会、ＡＴＡＣ委員会（各マネジメントシステム、品質保証案件等に関する最高決定機関）等において当社および当社子会社の業務執行におけるリスクの把握および評価を行い、効果的な対策を迅速に講ずる体制とする。

4．当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回定例的に開催する他、社長以下常勤役員により構成される常務会を毎月3回定例的に開催する等の体制をとる。また、当社子会社を含む決裁権限を明確にするために経営に関する担当区分を定め、意思決定の効率化を図る。

5．当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループの一員として「行動指針」を遵守し、業務の適正化を図る。 子会社の経営管理については、社内規則に則り、予算、決算、重要人事等に関し適切に実施する。また、子会社の財務処理等については、その健全性維持等を目的として内部監査を定期的に実施する。
子会社の取締役の職務の執行状況については、定例的に開催される当社の常務会等により適宜報告を受ける。

6．監査役がその職務を補助するべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および監査役の補助使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査役が求めた場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。また、当該使用人の人選については、監査役の意見を参考として決定する。
監査役の職務を補助する使用人は、監査役を補佐し監査役会等において、監査役からの指示を受けるとともに指示事項の進捗等の報告、情報提供等を行う。

7．取締役および使用人が監査役に報告をするための体制および当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人は、会社に著しい損失を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
当社子会社の取締役、監査役および使用人は、監査役による子会社の監査に際しては、経営状況のほか、監査役が求める事項について報告する。

8．監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告を行った取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人については、当該報告を理由として不利な取扱いを行わない。

9．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役と監査役との定期的な意見交換をするほか、監査役は重要な会議等に出席し、取締役および使用人との密接な情報交換を行うことができる。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

前述の1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況に記載のとおり。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、「内部情報管理規則」を制定し、投資者の投資判断に重要な影響を与える情報の規制について規定しております。同規則により当社組織において経営管理部が重要情報の適時開示を担当しており、当社及び子会社に関わる重要な事項についての決定や報告を確認しながら、法令及び証券取引所規則に準拠した迅速・公正かつ遅滞なく情報開示に努めております。

上記規則に定める、会社情報の適時開示に係る社内体制は以下のとおりです。

	報告			起案			
所管部門	⇒	経営管理部	⇒	経営管理部担当執行役員 (重要性・開示要否判断)	⇒	執行役員会(または取締役会) (経営管理部が開示文作成)	⇒ 経営管理部長 (適時開示)

(※1) 執行役員会は会社業務執行に関する重要事項について協議決定する社長以下執行役員により構成された機関であり、原則毎週定例的に開催され、案件によりさらに取締役会へ付議いたします。

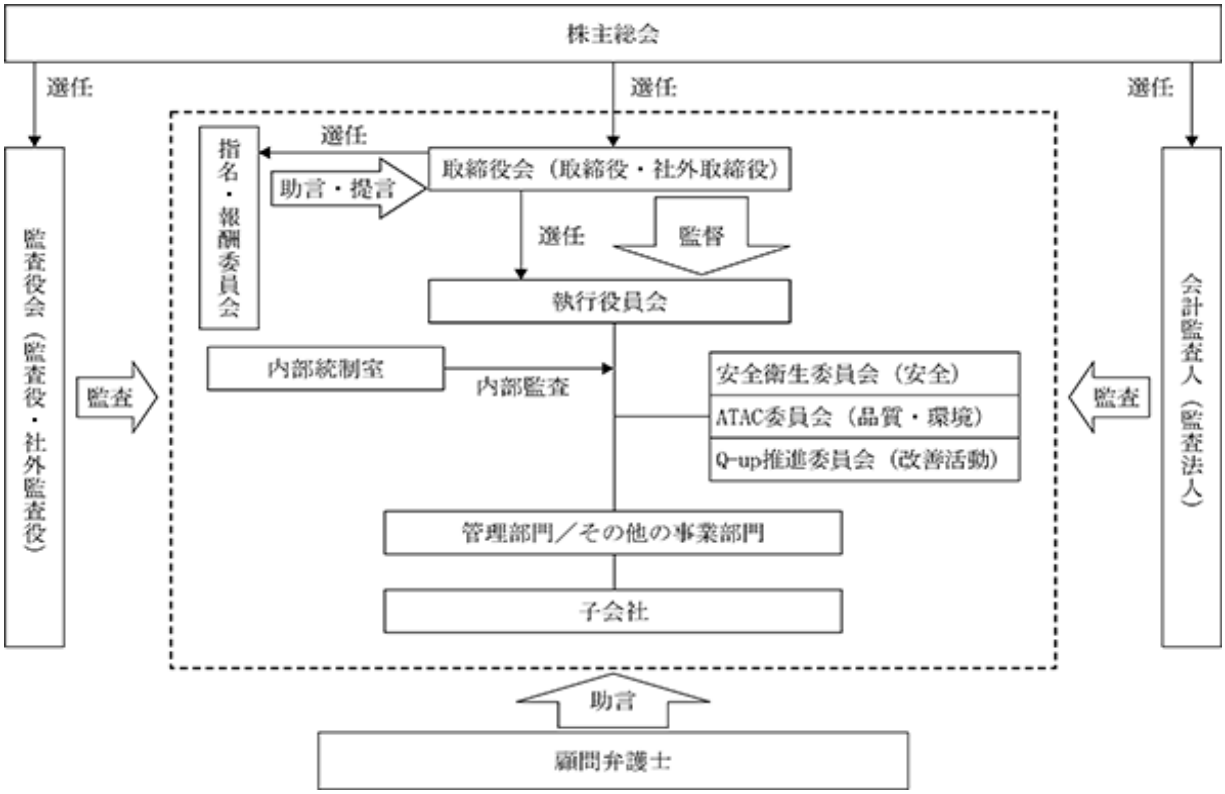
株主総会
選任
選任
選任
監査役会（監査役・社外監査役）
監査
指名・報酬委員会
選任
助言・提言
取締役会（取締役・社外取締役）
選任
監督
執行役員会
内部統制室
内部監査
安全衛生委員会（安全）
ATAC委員会（品質・環境）
Q-up推進委員会（改善活動）
管理部門／その他の事業部門
子会社
監査
会計監査人（監査法人）
助言
顧問弁護士